（適合命令）

第八十六条　国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習が第七十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第八十七条　国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習実施機関が第八十条の規定に違反していると認めるときは、その登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、登録タンカー安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第八十八条　国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録タンカー安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五　（略）

（帳簿の記載等）

第八十九条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録タンカー安全担当者講習の終了後二年間保存しなければならない。

一　登録タンカー安全担当者講習の受講料の収納に関する事項

二　登録タンカー安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項

三　登録タンカー安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他登録タンカー安全担当者講習の実施状況に関する事項

2　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録タンカー安全担当者講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第九十条　国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、登録タンカー安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（安全担当者講習の登録）

第九十一条の二　第三条第三項第一号の登録は、登録低引火点燃料船安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2　第三条第三項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録低引火点燃料船安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を開始する日

（適合命令）

第八十六条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第七十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第八十七条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第八十条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第八十八条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五　（略）

（帳簿の記載等）

第八十九条　登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後二年間保存しなければならない。

一　登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項

二　登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項

三　登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項

2　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第九十条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（新設）